

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

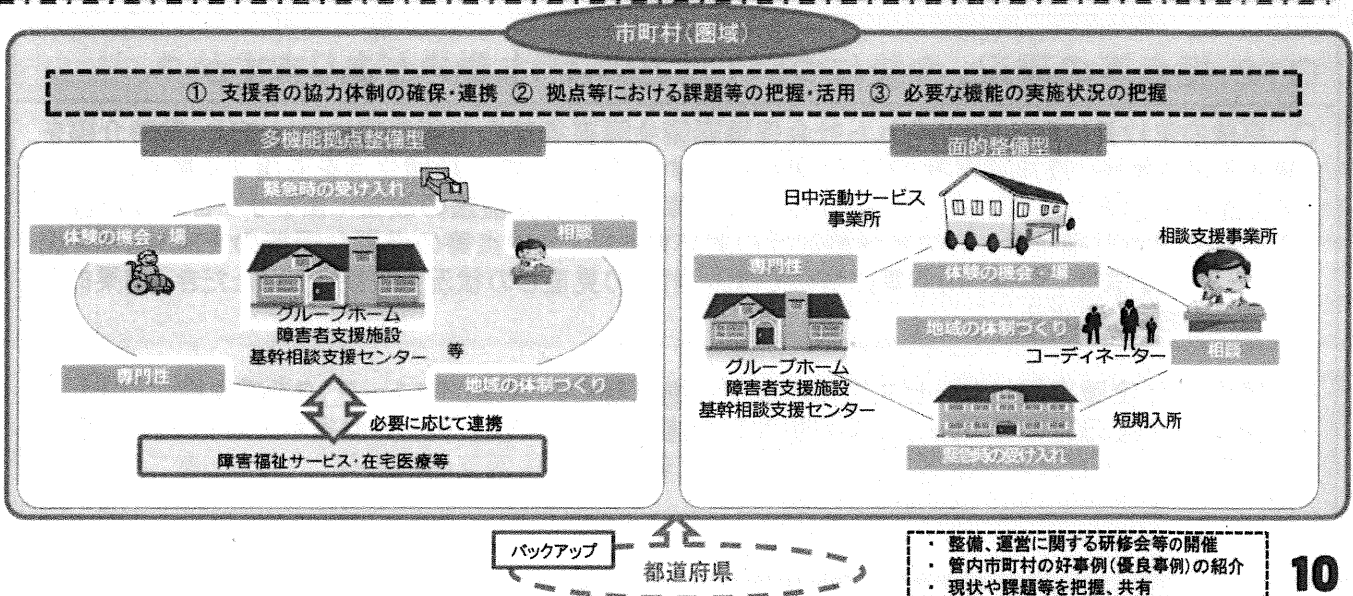
※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

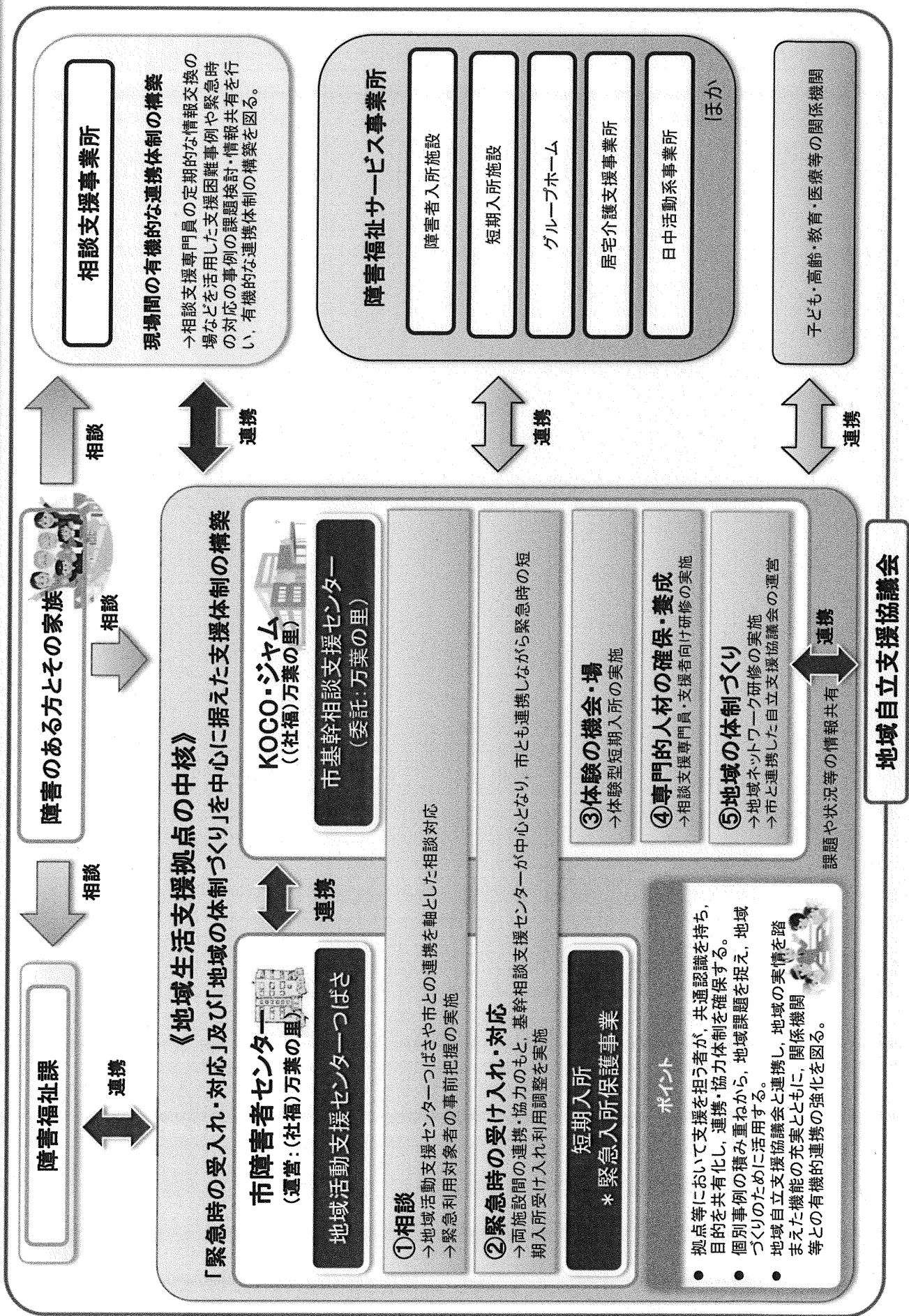
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



今後の国分寺市地域生活支援拠点等の整備イメージ



障害福祉課

障害のある方とその家族

《地域生活支援拠点の中核》

「緊急時の受け入れ・対応」及び「地域の体制づくり」を中心に据えた支援体制の構築

市障害者センター
(運営：(社)福万葉の里)

KOCO・ジヤム
(社)福万葉の里

地域活動支援センターつばさ

市基幹相談支援センター
(委託：万葉の里)

①相談

→地域活動支援センターつばさや市との連携を軸とした相談対応
→緊急利用対象者の事前把握の実施

②緊急時の受け入れ・対応

→両施設間の連携・協力のもと、基幹相談支援センターが中心となり、市とも連携しながら緊急時の短期入所受け入れ利用調整を実施

短期入所
* 緊急入所保護事業

③体験の機会・場

→体験型短期入所の実施

ポイント

- 拠点等において支援を担う者が、共通認識を持ち、目的を共有化し、連携・協力体制を確保する。
- 個別事例の積み重ねから、地域課題を捉え、地域づくりのために活用する。
- 地域自立支援協議会と連携し、地域の実情を踏まえた機能の充実とともに、関係機関等との有機的連携の強化を図る。

④専門的人材の確保・養成

→相談支援専門員・支援者向け研修の実施

⑤地域の体制づくり

→地域ネットワーク研修の実施
→市と連携した自立支援協議会の運営

相談支援事業所

現場間の有機的な連携体制の構築

→相談支援専門員の定期的な情報交換の場などを活用した支援困難事例や緊急時の対応の事例の課題検討・情報共有を行い、有機的な連携体制の構築を図る。

障害福祉サービス事業所

障害者入所施設

短期入所施設

グループホーム

居宅介護支援事業所

日中活動系事業所

ほか

子ども・高齢・教育・医療等の関係機関

地域自立支援協議会